

農地法第 4 条許可申請書添付書類

提出部数 2 部 { 1 部は原本(正本)、もう 1 部はコピー可 (副本) }

4 条・・・所有権を移動することなく申請農地を農地以外のものに転用する申請

	添付書類	確認事項
1	事由書	転用の目的、理由、具体的内容等を、詳細に記入し添付してください。
2	土地の登記事項証明書 (法務局で発行する全部事項証明に限る) *発行後 3 カ月以内のもの	①申請土地の地番、地積等の確認 ②所有者の氏名、住所の確認 ③申請土地の取得年月日及び原因の確認
3	法務局保管の字限図(法務局で発行) *発行後 3 カ月以内のもの	※字界の土地については、隣接字限図も添付してください
4	隣接見取図	①法務局所管の字限図の写し等に、隣接地の地番・地目・所有者・耕作者を記入したもの ②里道は赤、水路は青で着色してください
5	付近見取図(位置図) 申請地の周辺の市街地及び営農の状況を表示した図面	①住宅地図等を利用し、申請地を色塗りしてください。 *申請地の位置、周辺の営農状況がわかるもの (1/2500 の地図、住宅地図などを使用してください)
6	事業計画図	転用面積の妥当性を確認するため、 ①建築物(平面図、立面図、側面図、配置図等) ②進入路 ③用排水施設 ④申請土地の利用計画 を、転用しようとする土地の形状に従って、全てを書き入れてください。配置物間の距離もご記入ください。 ※露天資材置場の場合は何をどこに置くか明示すること ※露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること。
7	転用の目的に係る事業の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類	
	●転用に係る工事の見積書	・ <u>見積先の社印が押されているか(原本を添付)</u> ・事業計画どおりの見積内容か
	●見積書の金額を満たす金融機関の残高証明書または、融資証明書 など	※通帳のコピーは不可
8	用地選定表	・他の農地を検討した経緯及び結果を記入してください。
9	申請地に隣接する農地等がある場合、その土地の所有者と耕作者の同意書	所有者 耕作者
10	取水又は排水にかかる水利権者、水路管理者等の同意書	水利権者 ※申請地が集落界にある場合は両方の同意が必要です。
11	生活環境に影響を受ける者またはその代表者の同意書	区長 など ※申請地が集落界にある場合は両方の同意が必要です。
12	転用行為の妨げとなる権利を有する者(抵当権者、仮登記権者等)がある場合、その方の同意書	
13	地元農業委員の確認書 (副本にのみ添付)	書類が全て揃ったら書類一式をお持ちのうえ、地元農業委員さんに事情をよく説明し、確認書をもってください。

* 申請者または申請者のご家族が、農業者年金の受給者でないか、よくご確認ください

* 農業委員会で審議するにあたり、このほかにも追加資料の提出をお願いすることがあります。

(裏面もあります)

***こんなときは・・・**

●申請者が、法人である場合	
1 法人の登記事項証明書	① 申請者の氏名、住所、代表者 ② 申請目的が定められた業務の範囲内か
2 定款又は寄付行為の写し	※原本証明が必要
●申請者が、法人格のない団体の場合	
3 会則	① 申請者の氏名、住所、代表者 ② 申請目的が定められた業務の範囲内か
4 役員名簿	
●申請者が、登記簿上の所有者と異なる場合、所有権以外の権限に基づいて申請する場合	
5 申請者が権利を有することを証する書類	
●申請地が無断転用である場合	
6 始末書	県知事宛。無断転用の経緯などを記入
7 現況写真	*必ず四方から写真を撮り、申請地と隣地との境界を明確に示してください。
●申請土地の一部分を転用する場合	
8 求積図	転用面積を小数点以下2桁まで確定させてください。
●他法令との調整が必要である場合	
9 申請地内に、町所管の里道・水路が含まれている場合	官民境界協定申請書(写)
10 申請地に入出入りするために、水路に橋をかけるなどの措置をする必要がある場合	法定外公共物占用等許可書の写し (または申請書の表に受付機関の受付印が押印してあるものの写しを添付)
11 申請地に公衆用道路等が接する場合	道路法 24 条申請、道路法 32 条申請(必要に応じ、建設課)
12 その他事業計画に係る行政庁の免許、許可、認可等の状況を確認する必要がある場合	許可書の写し、または申請書表に受付機関の受付印が押印してあるものの写しを添付 例：都市計画法、自然公園法・兵庫県自然公園条例、河川法、工場立地法、医療法(病院等)、水質汚濁防止法(畜舎等)、墓地埋葬等に関する法律(墓地)、老人福祉法(老人ホーム)、児童福祉法(保育所)、大規模小売店舗立地法(店舗面積 1000 m ² 以上)、緑豊かな地域環境の形成に関する条例(環境形成区域内の開発行為)、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(一定規模以上の産業廃棄物の自社廃棄物の保管、使用済自動車・使用済タイヤ・使用済特定家庭用機器の一定数量以上の保管、1000 m ² 以上かつ埋め立て最大高さ1m以上の土砂の埋め立て行為) など
●一時転用の場合	
13 転用期間が終了し次第、早急に農地に復旧する旨の誓約書	* 時期を明示
14 農地復元に要する見積書及び資金証明書	
15 一時転用の理由が、公共団体に関する工事のための資材置場等である場合	・町、県など公共団体との工事請負契約書の写し
●申請地が土地改良区の地区内にある場合	
16 当該土地改良区の意見書	
●転用の目的にかかる事業の実施及び施設の利用によって付近の農業又は住民の生活環境に影響を及ぼすおそれが生ずる場合	
17 被害防除施設設置状況説明書	
●申請地が賃貸借の目的となっている場合	
18 次のいずれかの書面 1 法第 20 条第 1 項の規定による許可書 2 同条第 6 項の規定による解約の申し入れ等の通知書の写し	